

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1	指名停止措置業者名及び住所	
	指名停止措置業者名	テラニシモーターズ株式会社 代表取締役 寺西 勝志
	住 所	大阪府寝屋川市対馬江西町14-9
	登録番号	8361
	指名停止措置期間 令和6年5月10日～令和6年6月9日（1ヵ月）	
指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する物品・役務調達契約		
事実概要 茨城県県民生活環境部環境対策課が執行した貨物用軽自動車賃貸借契約の一般競争入札において、落札したにもかかわらず、納期までに仕様を満たす車両を納入することが困難であることを理由に契約を辞退した。		

<茨城県物品調達等登録業者指名停止基準>

措置要件	期間
別表 第9（不正又は不誠実な行為） 1 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不相当と認められるとき	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

問合せ先	茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当 茨城県水戸市笠原町978-6 電話 029-301-4875（ダイヤルイン）
------	--